

平成 25 年度

鶴岡市地域コミュニティ活性化推進委員会

日時：平成 26 年 3 月 18 日（火）

午前 10 時 30 分～

場所：市役所大会議室

次 第

委嘱状交付

1 開 会

2 挨 捶

3 委員紹介

4 説 明

（1）鶴岡市地域コミュニティ基本方針と推進体制について

5 協 議

（1）委員長、副委員長の選出について

（2）委員会運営要領について

（3）その他

6 閉 会

鶴岡市地域コミュニティ活性化推進委員会委員名簿

H26.3

	氏名	役職	備考
1	三矢 正士	鶴岡市町内会連合会常務理事	
2	畠山 健	鶴岡市消防団副団長	
3	半澤 活	鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課長	欠
4	小林 和男	鶴岡市社会教育委員長	
5	清野 康子	鶴岡市生涯学習推進員	
6	阿部 等	(特)公益のふるさと創り鶴岡常務理事	
7	田口 比呂貴	鶴岡市地域おこし協力隊	欠
8	早尻 正宏	山形大学農学部准教授	
9	武田 真理子	東北公益文科大学准教授	
10	松浦 伸	藤島中学校PTA会長	
11	加藤 欣也	鶴岡まちづくり塾羽黒グループ	欠
12	鈴木 光秀	産直あぐり取締役	
13	小関 祐二	六十里越街道会議会長	
14	斎藤 優子	あつみ湯けむり女子会会长	欠
15	仲川 昌夫	公募委員	欠
16	阿部 甚一	公募委員	
17	平田 充廣	公募委員	欠

鶴岡市地域コミュニティ活性化推進委員会

幹事名簿

H26.3

	所 属	職名	氏 名	備考
1	市民部	部長	上原 正明	
2	企画部	部長	三浦 総一郎	企画調整課長事務取扱
3	地域振興課	課長	阿部 真一	
4	防災安全課	課長	阿部 一也	
5	環境課	課長	五十嵐 満	
6	廃棄物対策課	課長	中村 賢	
7	健康課	課長	原田 真弓	
8	福祉課	課長	相澤 康夫	
9	長寿介護課	課長	佐藤 正規	代理:天然補佐
10	農政課	課長	富樫 栄一	欠
11	商工課	課長	増田 亨	代理:佐藤補佐
12	土木課	課長	岡本 圭司	
13	藤島庁舎総務企画課	課長	今野 克雄	
14	羽黒庁舎総務企画課	課長	榎本 光男	代理:伊原主査
15	櫛引庁舎総務企画課	課長	今野 勝吉	代理:菊地主幹
16	朝日庁舎総務企画課	課長	石井 一三	代理:富樫主幹
17	温海庁舎総務企画課	課長	本間 節子	
18	消防本部警防課	課長	阿部 寿己	
19	教育委員会学校教育課	課長	生田 浩樹	代理:土井主査
20	教育委員会社会教育課	課長	加藤 保	

事務局(コミュニティ推進課)

職 名	氏 名
コミュニティ推進課長	小野寺 雄次
" 主幹	佐藤 正哉
" 主査	清野 健
" コミュニティ推進専門員	五十嵐 泰彦
" 専門員	斎藤 真一

# 地域コミュニティ基本方針の策定と推進体制の整備について

## 地域コミュニティを取り巻く背景

- ①人口減少、高齢化の進行、②市民ニーズの多様化、就業構造、核家族化、ライフスタイルの変化、③地域コミュニティの仕組みや支援内容の旧市町村単位による相違、④小学校の適正配置、⑤農林水産業の低迷

## 地域コミュニティの現状

- ①帰属意識の低下、リーダー・担い手不足、②活動・予算の面の一人当たりの負担増、③施設の維持管理や伝統芸能等の継承が困難、④話し合いの減少、地域内情報や課題が共有されない、⑤アパート住民等の自治組織への非加入傾向、⑥事業のマンネリ化、⑦役員が短期間で交代し、中長期的な取組みが困難、⑧各種団体等の連携が不十分、⑨過度な個人情報保護の意識が活動の障壁、⑩日中の消防依頼業務への不安、⑪違反ゴミや空き家への対応が負担、⑫行政依頼業務への不適切な取扱い、⑬要支援者の増加、⑭老人クラブ等の活動低下

## 地域コミュニティ基本方針の策定

### 基本方針の概要

「市民がまちづくりの主役として、個性あふれ豊かさを実感できる地域社会を築く地域コミュニティの構築」

### （行政が主体となって取り組む）

### ＜主要な取組み＞

- (1) 地域課題を解決に導く地域コミュニティ支援の推進
- (2) 広域的なコミュニティ機能の強化

+

### ＜関連施策の推進＞

- （1）市民、地域、行政による推進体制の構築
- （2）地域事情に配慮したコミュニティ施策の推進

## 今後、連携協調体制を構築し推進する取組み

### ＜主要な取組み＞・・・主に市民部で実施

#### (1) 地域課題を解決に導く地域コミュニティ支援の推進

- ①協働の体制づくり
- ②地区担当職員制度の導入
- ③各種補助金の総合交付金化
- ④生涯学習事業のステップアップ

#### (2) 広域的なコミュニティ機能の強化

- ①広域的なコミュニティ組織づくりと育成支援
- ②広域的なコミュニティ活動の拠点整備

### ＜関連施策の推進＞・・・関係課または組織を横断して取組む

- ①人的、財政的支援、②人材育成、市民意識啓発、③情報収集と提供、④コーディネート機能の発揮、⑤災害に強い地域づくりの推進、⑥福祉によるまちづくりの推進、⑦居住環境の改善、⑧産業の振興や就業の場の確保の推進、⑨地域と繋がる学校教育の推進

# 鶴岡市地域コミュニティ活性化推進委員会の設置について

## <位置づけ>基本方針第3章基本方針の進め方

### (1) 市民、地域、行政による推進体制の構築

地域コミュニティの維持・活性化のためにには、市民、地域、行政の三者の協調、協力のもと、不断の取り組みが求められます。従って、この基本方針に位置づけられた主要な行政施策の推進にあたっては、外部関係者を含む地域コミュニティ活性化推進委員会(仮称)を設置し、市民や地域の意見を反映しながら取り組むこととします。

## 地域コミュニティと推進体制の現状

### <市民生活に広く関わる地域コミュニティ活動>

地域コミュニティでは、防犯、交通安全、環境整備、福祉、生涯学習、地域活性化など、市民が安全・安心で心豊かに市民生活を送るうえで欠かせない多様な活動が行われています。

### <担当部局ごとの行政施策>

活動を担っている住民自治組織はじめ各種団体等においては、人口減少や高齢化等の進行により活動の維持が難しくなる一方、要支援者の増加など地域の課題が深刻化の傾向にあるなか、活動を支援する行政窓口は、担当業務ごと複数にわたり、地域の全像を見据えた支援が難しいのが実態です。

### <求められる市民活動の連携>

ボランティアやNPO活動など広がりがみられる「志縁」活動と地域コミュニティなど「地縁」組織との連携や、各種団体同士の情報や課題の共有についても十分とはいがたい状況です。

## 活性化推進委員会設置の意義と役割

現状の地域コミュニティ施策の推進体制を踏まえ、新たに「地域コミュニティ活性化推進委員会」を設置し、関係者等同士の横の連携を図るとともに、行政内部の連携を強化し、市民と行政による「総合力」が発揮できる環境整備を目指すもの。

- ①市が取り組むコミュニティ関連施策にかかる意見交換
- ②市及び関係者による情報の共有と新たな連携の模索
- ③特定のテーマについて掘り下げた議論が必要な場合は、部会を設置することもあり得るもの

### 〔テーマの事例〕

- ・行政依頼業務のあり方

行政からの依頼業務に対する地域役員の負担感が増していることから、その軽減のための施策のあり方

- ・地域要望の取りまとめと対応方法  
地域からの要望の上げ方や、回答・対応の仕方にについて定めがなく、関係者の満足度が低くなっているため、ルールの策定

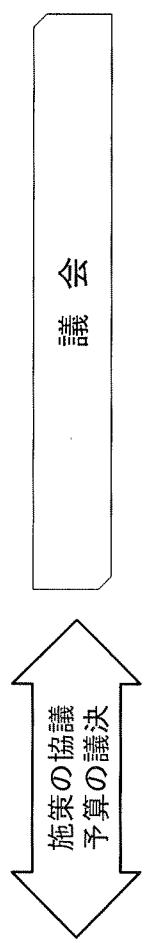
# 鶴岡市地域コミュニティ施策推進体制(案)

## 地域コミュニティ施策推進体制の現状と取組みの方向性

地域コミュニティ活動が広く市民生活に關わり、多種多様な課題を内包するなか、とかく縦割りに陥りがちながら行政対応となつておらず、効果的な支援体制とはいがたい。このたゞ、地域コミュニティの現状や課題が行政の各部署及び関係者間で共有され、包括的・実施できるよう、体制整備に取り組む。また、行政施策を実施するうえで、地域の協力が不可欠なものとなるなか、地元関係者の負担感が増している。このため、施策の決定・実施にあたり、関係者の意見が反映される仕組みの構築を目指す。

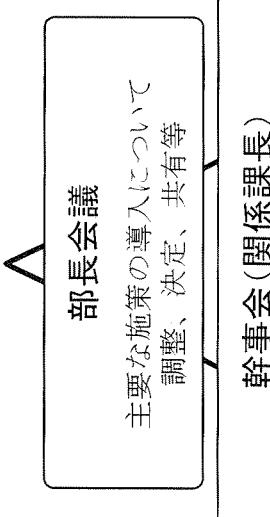
地域コミュニティの現状・課題を共有し、包括的な支援施策を検討・実施する。

### 府内体制



### 副長会議

主要な施策の導入について  
調整、決定、共有等



### 幹事会(関係課長)

防災安全課、環境課、廃棄物対策課、  
企画調整課、地域振興課、福祉課、健康課、  
長寿介護課、農政課、商工課、土木課、  
社会教育課、学校教育課、消防本部…他

### 目的別作業部会

必要に応じ、主要な施策、検討テーマ別に関係課担当者によるワーキングチームを編成

### 地域コミュニティ担当課

コミュニティ推進課、庁舎総務企画課

## 地域コミュニケーション化推進委員会

地域コミュニケーション活動に關わる各組織・団体の関係者、学識者、公募委員等で構成し、地域コミュニケーションの活性化や基本方針の推進施策に係る意見交換。

委員：○学識者、○自治組織、○各種団体（福祉、防災、  
学習・教育、NPOなど）○公募  
設置：H26.3月

### 住民自治組織・会議等

（従前からの枠組み）

- ・住民自治組織代表者会議
- ・コミュニケーション協議会、自治振興会連絡協議会
- ・町内会連合会はじめ各地域町内会・区長連合組織
- ・公民館運営審議会、地域審議会など